平成２４年（フ）第１３９４２号
東京都新宿区高田馬場４丁目22―17―201
債務者　井本　美子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９４４号
東京都東久留米市幸町２丁目１―64
債務者　浅岡勢津子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９４５号
東京都八王子市緑町29番地　第17緑荘201号
債務者　柴田　加奈
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９４６号
東京都墨田区向島５丁目21―12　あづま荘２階13号室
債務者　佐々木友吉
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９４７号
東京都西東京市南町２丁目12―13
債務者　坂本　三郎
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３００号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地１棟810号
債務者　渡邉　健男
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１１号
静岡市清水区西久保１丁目12番30号　コーポK203号
債務者　山本　法子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８６２号
大阪市東淀川区淡路３丁目15番１―103号
債務者　佐沼　浩行
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８６７号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番３号　グリーンヒルイワキ106
債務者　渡川　　明
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７号
長崎県佐世保市椎木町287番地５　メゾンエスポアール115号室、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷１番地10
債務者　高橋　裕樹
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３９２９号
神奈川県川崎市麻生区高石１丁目17―16―106
債務者　三谷　隆康
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９３２号
東京都豊島区西池袋３丁目９―17―202
債務者　坂本　敬子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９９号
長崎県佐世保市江迎町末橘896番地２
債務者　神原　正広
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
静岡県浜松市浜北区本沢合699番地　メゾンスーブニール303号室、前住所静岡県袋井市田町２丁目３番地の１　エンブル・スクエア袋井203号室
債務者　佐竹美智子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４９４号
静岡県浜松市中区蜆塚１丁目10番23号
債務者　尾崎久美子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係